

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成30年11月1日(2018.11.1)

【公開番号】特開2017-179731(P2017-179731A)

【公開日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【年通号数】公開・登録公報2017-038

【出願番号】特願2016-63843(P2016-63843)

【国際特許分類】

E 02 F 9/16 (2006.01)

B 60 R 1/02 (2006.01)

B 60 R 1/08 (2006.01)

B 60 R 1/12 (2006.01)

【F I】

E 02 F 9/16 Z

B 60 R 1/02

B 60 R 1/08 Z

B 60 R 1/12

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月19日(2018.9.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

自走可能な下部走行体と、

前記下部走行体上に旋回可能に搭載された上部旋回体と、

前記上部旋回体の前側で俯仰動可能に設けられたフロント装置と、

前記上部旋回体の前側で前記フロント装置を挟んだ左、右方向の一側に設けられたキャブと、

前記キャブの中からオペレータが前記上部旋回体の側方を目視するために、前記上部旋回体の前側で前記フロント装置を挟んだ左、右方向の他側に設けられたメイン側方ミラー装置と、

前記上部旋回体の前記他側であって前記キャブの斜め後方位置に設けられた作動油タンクと、

前記作動油タンクの前側に設けられた燃料タンクとを備えてなる建設機械において、

前記作動油タンクと前記燃料タンクには、上面に手摺りがそれぞれ設けられており、

前記作動油タンクの上面に設けられた手摺と前記燃料タンクの上面に設けられた手摺のうちいづれか一方の手摺りには、前記上部旋回体の側方かつ後方を目視するための後視ミラー装置及び、前記上部旋回体の側方かつ前方を目視するための前視ミラー装置が設けられたことを特徴とする建設機械。

【請求項2】

前記後視ミラー装置と前記前視ミラー装置とは、前記フロント装置が最も後側に立上った姿勢で、前記キャブの中のオペレータと前記フロント装置の後端とを結ぶ目線の位置よりも後側に配置されてなる請求項1に記載の建設機械。

【請求項3】

前記後視ミラー装置と前記前視ミラー装置とは、基端側が前記手摺りに取付けられたス

テーと、前記ステーの先端側に設けられたミラー本体とを含んでそれぞれ構成され、

前記ミラー本体は、前記手摺りに対する角度を調整可能としてなる請求項1に記載の建設機械。

【請求項4】

前記ステーには、前記手摺りに固定するためのクランプ部材が設けられており、

前記手摺りには、前記クランプ部材を位置決めする位置決め部材が設けられてなる請求項3に記載の建設機械。

【請求項5】

前記手摺りには、手摺り側ブラケットが設けられており、

前記後視ミラー装置と前記前視ミラー装置とのうち、少なくとも一方のミラー装置には、前記手摺り側ブラケットと対面するミラー側ブラケットが設けられており、

前記手摺り側ブラケットと前記ミラー側ブラケットとは、ねじ部材を用いて取付けられてなる請求項1に記載の建設機械。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明による建設機械は、自走可能な下部走行体と、前記下部走行体上に旋回可能に搭載された上部旋回体と、前記上部旋回体の前側で俯仰動可能に設けられたフロント装置と、前記上部旋回体の前側で前記フロント装置を挟んだ左、右方向の一側に設けられたキャブと、前記キャブの中からオペレータが前記上部旋回体の側方を目視するために、前記上部旋回体の前側で前記フロント装置を挟んだ左、右方向の他側に設けられたメイン側方ミラー装置と、前記上部旋回体の前記他側であって前記キャブの斜め後方位置に設けられた作動油タンクと、前記作動油タンクの前側に設けられた燃料タンクとを備えてなる建設機械において、前記作動油タンクと前記燃料タンクには、上面に手摺りがそれぞれ設けられており、前記作動油タンクの上面に設けられた手摺と前記燃料タンクの上面に設けられた手摺のうちいずれか一方の手摺りには、前記上部旋回体の側方かつ後方を目視するための後視ミラー装置及び、前記上部旋回体の側方かつ前方を目視するための前視ミラー装置が設けられている。